

温室効果ガス排出削減計画等提出制度の 改正にあたって

令和3年9月
岐阜県環境生活部
環境管理課



【現行】温室効果ガス排出削減計画等提出制度

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例において、一定規模以上の事業者を対象に「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」などの提出を義務付ける（その他事業者については努力義務とする。）ことにより、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進し、事業活動等に伴う温室効果ガスの排出の抑制を推進

<制度の仕組>

○対象 約320事業所

・エネルギーを多く使用する事業者

(原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を県内に有する事業者等)

・24時間営業の小売業者、サービス事業者

(前年度の県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上
※コンビニ等フランチャイズ事業者の場合は、親業者と加盟業者の県内事業所の合計)

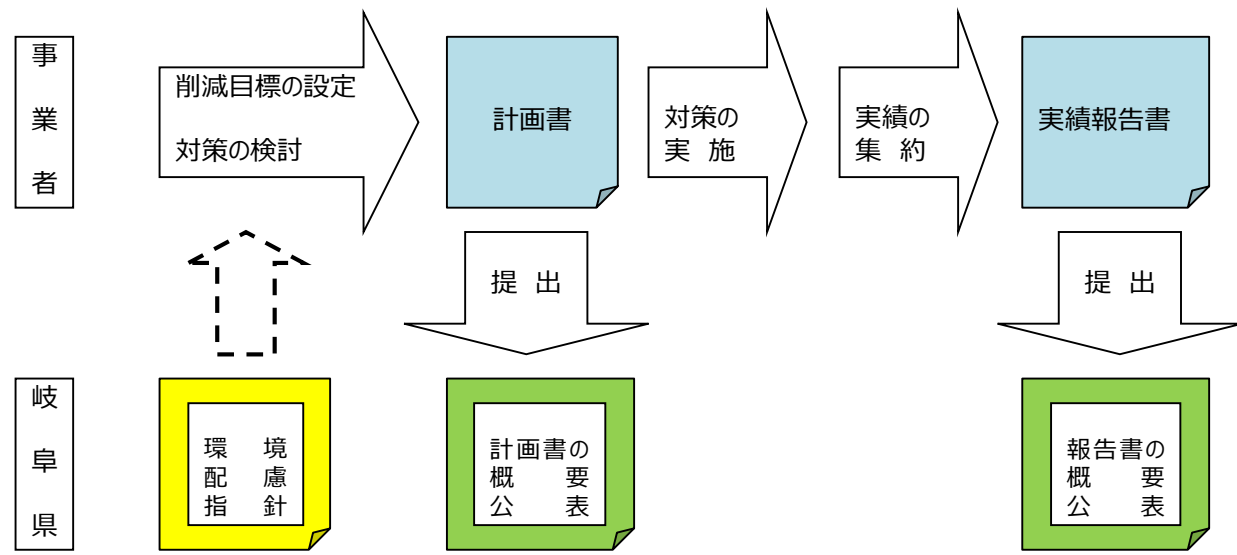
・自動車を多く使用する事業者

(使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の台数が前年度の末日において、トラック100台以上、バス100台以上またはタクシー150台以上のいずれかに該当する運輸事業者)

・温室効果ガスを多く排出する事業者

(事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上であって、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの排出量が当該温室効果ガスの種類ごとにCO2換算で3,000トン/年以上排出する事業場を県内に有する事業者)

・中小排出事業者（上記以外の事業者）（努力義務）



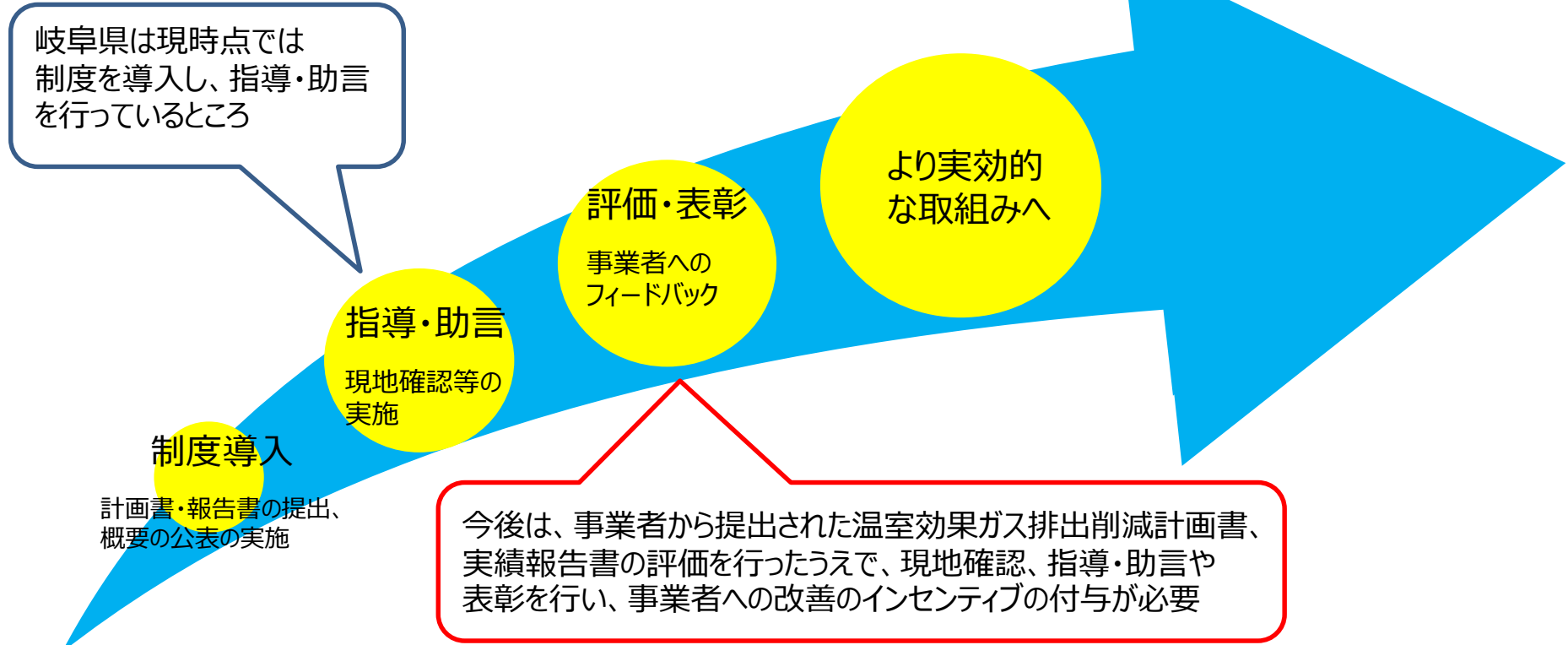
温室効果ガス排出削減計画等提出制度の改正にあたって

<現状と課題>

温室効果ガス排出削減計画等提出制度は、制度導入時の「自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進すること」から、役割が変化してきている。

計画書等制度の運用を通じて、温暖化対策のきめ細やかな指導・助言や評価・表彰を実施し、産業・業務・運輸部門での温室効果ガス排出量を大幅削減を実現していく必要性がある。

このため、本制度の計画・報告において再生可能エネルギーの利用実態などの記載内容の充実や岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の2030年度中期目標達成に向けた事業者毎の中長期目標の設定などが必要である。



温室効果ガス排出削減計画等提出制度の改正にあたって

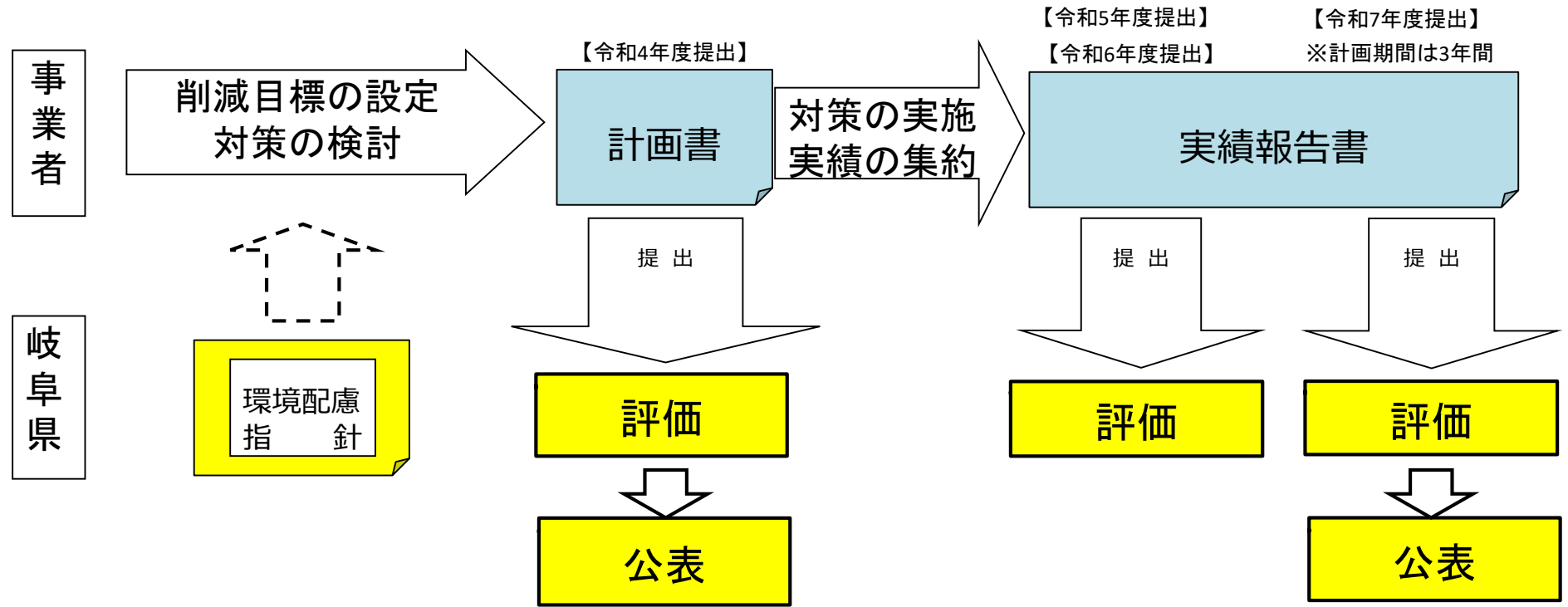
<改正案>

※現在検討中であり、変更する場合があります

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（令和3年3月29日施行）では、一定規模以上の事業者を対象に「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」の提出を義務付け（その他事業者については努力義務とする。）ており、令和4年度から、提出された計画書等を**県が評価し、その結果を公表する制度**を新たに導入予定。

○対象 変更なし

○評価制度の流れ



<参考> 国及び県の補助等について

■事業者支援情報(岐阜県HP)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8625.html>

- 岐阜県で実施している支援情報を掲載

■脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル:環境省)

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

- 2021年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パンフレット)
- 補助対象・支援対象・事業形態別に事業概要が掲載

■事業者向け省エネ関連情報(経済産業省資源エネルギー庁)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/#enterprise-section

- 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金